概要	禁止事項	表記	広告表現
1. 特定商取引法とは	7. 不当な表示	13. 送料について	19. 広告表現
2. 特定商取引法の対象となる取引	8. 誇大広告	14. 代金の支払い	20. 医薬品・医薬部外品・化粧品の広告表現
3. 特定商取引法の対象となる販売業者	9. 虚偽広告	15. 商品の引渡し	21. 健康食品の広告表現
4. 特定商取引法の対象となる商品・サービス	10. 比較広告	16. 返品について	22. 食品の広告表現
5. 特定商取引法の対象となる販売方法	11. 二重価格表示	17. 広告について	23. 景品表示法（不当表示）
6. 特定商取引法違反時のペナルティ	12. 有利誤認表示	18. 禁止事項	24. 参考情報

当該情報は2021年10月時点の情報となります。
この先も「楽天ルール」を遵守し、安心・安全なショップ運営にご協力ください。
【楽天ルール】をご確認ください。

1. 特定商取引法とは

1-1. 特定商取引法の概要

特定商取引法とは、消費者トラブルを防ぐ為に、
事業者が守るべきルールを定めた法律です。

1-2. 特定商取引法の目的

特定商取引法は、消費者の利益を守ることを目的としています。

1-3. 特定商取引法の対象となる取引

特定商取引法の対象となる取引は、
以下の7つの取引形態です。

- 訪問販売
- 通信販売
- 電話勧誘販売
- 連鎖販売取引
- 特定継続的役務提供
- 業務提供誘引販売取引
- 訪問購入

1-4. 特定商取引法の対象となる販売業者

特定商取引法の対象となる販売業者は、
以下の通りです。

- 個人事業主
- 法人

1-5. 特定商取引法の対象となる商品・サービス

特定商取引法の対象となる商品・サービスは、
以下の通りです。

- 商品
- 権利
- 役務（サービス）

1-6. 特定商取引法違反時のペナルティ

特定商取引法違反時のペナルティは、
以下の通りです。

- 行政処分
- 罰則

2. 特定商取引法の対象となる取引

2-1. 訪問販売の定義

訪問販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者の自宅を訪問して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び止めて販売する場合
- 販売業者が消費者を営業所等に誘引して販売する場合

2-2. 訪問販売の規制内容

訪問販売には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

2-3. 訪問販売の適用除外

訪問販売の適用除外は、以下の通りです。

- 消費者が自ら販売業者の営業所等に赴いて契約する場合
- 消費者が自ら販売業者の通信販売の申込みをした場合

2-4. 通信販売の定義

通信販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者がインターネットで販売する場合
- 販売業者がカタログで販売する場合
- 販売業者がテレビショッピングで販売する場合

2-5. 通信販売の規制内容

通信販売には、以下の規制があります。

- 広告表示義務
- 誇大広告の禁止
- 返品特約の表示義務

2-6. 電話勧誘販売の定義

電話勧誘販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が電話で勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

2-7. 電話勧誘販売の規制内容

電話勧誘販売には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

2-8. 連鎖販売取引の定義

連鎖販売取引とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

2-9. 連鎖販売取引の規制内容

連鎖販売取引には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

2-10. 特定継続的役務提供の定義

特定継続的役務提供とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

2-11. 特定継続的役務提供の規制内容

特定継続的役務提供には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

2-12. 業務提供誘引販売取引の定義

業務提供誘引販売取引とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

2-13. 業務提供誘引販売取引の規制内容

業務提供誘引販売取引には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

2-14. 訪問購入の定義

訪問購入とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者の自宅を訪問して購入する場合
- 販売業者が消費者を呼び止めて購入する場合
- 販売業者が消費者を営業所等に誘引して購入する場合

2-15. 訪問購入の規制内容

訪問購入には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

3. 特定商取引法の対象となる販売業者

3-1. 個人事業主の特定商取引法の対象

個人事業主の特定商取引法の対象は、
以下の通りです。

- 個人事業主が販売する場合
- 個人事業主が販売を委託する場合

3-2. 法人の特定商取引法の対象

法人の特定商取引法の対象は、
以下の通りです。

- 法人が販売する場合
- 法人が販売を委託する場合

3-3. 特定商取引法の対象となる販売業者の義務

特定商取引法の対象となる販売業者の義務は、
以下の通りです。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

3-4. 特定商取引法の対象となる販売業者の罰則

特定商取引法の対象となる販売業者の罰則は、
以下の通りです。

- 行政処分
- 罰則

4. 特定商取引法の対象となる商品・サービス

4-1. 商品の定義

商品とは、以下のものをいいます。

- 動産
- 不動産
- 有価証券
- 電子書籍
- 電子媒体
- ソフトウェア

4-2. 権利の定義

権利とは、以下のものをいいます。

- 施設利用権
- 会員権
- 入場券
- 観光地の利用権
- 映画の前売り券
- 電子書籍
- 電子媒体
- ソフトウェア

4-3. 役務（サービス）の定義

役務（サービス）とは、以下のものをいいます。

- 金融
- 保険
- 不動産
- 教育
- 医療
- 福祉
- 美容
- 娯楽
- 旅行
- 情報処理
- 電気通信
- 運輸
- 宿泊
- 飲食
- 理容
- 美容
- 修理
- 建設
- 警備
- 清掃
- 廃棄物処理
- 電気
- ガス
- 水道
- 熱供給
- 電子書籍
- 電子媒体
- ソフトウェア

4-4. 特定商取引法の対象となる商品・サービスの義務

特定商取引法の対象となる商品・サービスの義務は、
以下の通りです。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

4-5. 特定商取引法の対象となる商品・サービスの罰則

特定商取引法の対象となる商品・サービスの罰則は、
以下の通りです。

- 行政処分
- 罰則

5. 特定商取引法の対象となる販売方法

5-1. 訪問販売の定義

訪問販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者の自宅を訪問して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び止めて販売する場合
- 販売業者が消費者を営業所等に誘引して販売する場合

5-2. 訪問販売の規制内容

訪問販売には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

5-3. 訪問販売の適用除外

訪問販売の適用除外は、以下の通りです。

- 消費者が自ら販売業者の営業所等に赴いて契約する場合
- 消費者が自ら販売業者の通信販売の申込みをした場合

5-4. 通信販売の定義

通信販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者がインターネットで販売する場合
- 販売業者がカタログで販売する場合
- 販売業者がテレビショッピングで販売する場合

5-5. 通信販売の規制内容

通信販売には、以下の規制があります。

- 広告表示義務
- 誇大広告の禁止
- 返品特約の表示義務

5-6. 電話勧誘販売の定義

電話勧誘販売とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が電話で勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

5-7. 電話勧誘販売の規制内容

電話勧誘販売には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

5-8. 連鎖販売取引の定義

連鎖販売取引とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

5-9. 連鎖販売取引の規制内容

連鎖販売取引には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

5-10. 特定継続的役務提供の定義

特定継続的役務提供とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

5-11. 特定継続的役務提供の規制内容

特定継続的役務提供には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

5-12. 業務提供誘引販売取引の定義

業務提供誘引販売取引とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者を勧誘して販売する場合
- 販売業者が消費者を呼び出して販売する場合

5-13. 業務提供誘引販売取引の規制内容

業務提供誘引販売取引には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

5-14. 訪問購入の定義

訪問購入とは、以下のいずれかに該当する取引です。

- 販売業者が消費者の自宅を訪問して購入する場合
- 販売業者が消費者を呼び止めて購入する場合
- 販売業者が消費者を営業所等に誘引して購入する場合

5-15. 訪問購入の規制内容

訪問購入には、以下の規制があります。

- 書面交付義務
- クーリング・オフ
- 不実告知の禁止
- 威迫・困惑の禁止

6. 特定商取引法違反時のペナルティ

6-1. 行政処分の概要

行政処分の概要は、以下の通りです。

- 指示
- 業務停止命令
- 業務禁止命令
- 許可の取消し

6-2. 行政処分の対象となる違反行為

行政処分の対象となる違反行為は、
以下の通りです。

- 書面交付義務違反
- クーリング・オフ妨害
- 不実告知
- 威迫・困惑
- 誇大広告
- 虚偽広告
- 比較広告
- 二重価格表示
- 有利誤認表示
- 返品特約の表示義務違反
- 広告表示義務違反
- 禁止事項違反

6-3. 行政処分の基準

行政処分の基準は、以下の通りです。

- 違反行為の内容
- 違反行為の回数
- 違反行為の悪質性
- 違反行為による消費者被害の程度

6-4. 行政処分の手続き

行政処分の手続きは、以下の通りです。

- 調査
- 聴聞
- 処分

6-5. 行政処分の効果

行政処分の効果は、以下の通りです。

- 違反行為の是正
- 消費者被害の回復
- 違反行為の再発防止

6-6. 罰則の概要

罰則の概要は、以下の通りです。

- 懲役
- 罰金
- 科料

6-7. 罰則の対象となる違反行為

罰則の対象となる違反行為は、
以下の通りです。

- 書面交付義務違反
- クーリング・オフ妨害
- 不実告知
- 威迫・困惑
- 誇大広告
- 虚偽広告
- 比較広告
- 二重価格表示
- 有利誤認表示
- 返品特約の表示義務違反
- 広告表示義務違反
- 禁止事項違反

6-8. 罰則の基準

罰則の基準は、以下の通りです。

- 違反行為の内容
- 違反行為の回数
- 違反行為の悪質性
- 違反行為による消費者被害の程度

6-9. 罰則の手続き

罰則の手続きは、以下の通りです。

- 捜査
- 起訴
- 裁判

6-10. 罰則の効果

罰則の効果は、以下の通りです。

- 違反行為の是正
- 消費者被害の回復
- 違反行為の再発防止

6-11. 行政処分と罰則の関係

行政処分と罰則の関係は、以下の通りです。

- 行政処分と罰則は、別々に科される場合がある
- 行政処分と罰則は、同時に科される場合がある

6-12. 行政処分と罰則の適用例

行政処分と罰則の適用例は、以下の通りです。

- 書面交付義務違反：行政処分：指示、罰則：懲役6月以下または罰金30万円以下
- クーリング・オフ妨害：行政処分：業務停止命令、罰則：懲役1年以下または罰金100万円以下
- 不実告知：行政処分：業務禁止命令、罰則：懲役2年以下または罰金300万円以下
- 威迫・困惑：行政処分：許可の取消し、罰則：懲役3年以下または罰金500万円以下
- 誇大広告：行政処分：指示、罰則：懲役6月以下または罰金30万円以下
- 虚偽広告：行政処分：業務停止命令、罰則：懲役1年以下または罰金100万円以下
- 比較広告：行政処分：業務禁止命令、罰則：懲役2年以下または罰金300万円以下
- 二重価格表示：行政処分：許可の取消し、罰則：懲役3年以下または罰金500万円以下
- 有利誤認表示：行政処分：指示、罰則：懲役6月以下または罰金30万円以下
- 返品特約の表示義務違反：行政処分：業務停止命令、罰則：懲役1年以下または罰金100万円以下
- 広告表示義務違反：行政処分：業務禁止命令、罰則：懲役2年以下または罰金300万円以下
- 禁止事項違反：行政処分：許可の取消し、罰則：懲役3年以下または罰金500万円以下

6-13. 行政処分と罰則の適用例の注意点

行政処分と罰則の適用例の注意点は、
以下の通りです。

- 行政処分と罰則は、別々に科される場合がある
- 行政処分と罰則は、同時に科される場合がある

6-14. 行政処分と罰則の適用例の参考情報

行政処分と罰則の適用例の参考情報は、
以下の通りです。

- 消費者庁：特定商取引法ガイド
- 消費者庁：特定商取引法に関するQ&A

7. 不当な表示

7-1. 不当な表示の概要

不当な表示とは、以下のものをいいます。

- 虚偽広告
- 誇大広告
- 比較広告
- 二重価格表示
- 有利誤認表示
- 返品特約の表示義務違反
- 広告表示義務違反
- 禁止事項違反

7-2. 不当な表示の禁止

不当な表示は、以下の通り禁止されています。

- 虚偽広告の禁止
- 誇大広告の禁止
- 比較広告の禁止
- 二重価格表示の禁止
- 有利誤認表示の禁止
- 返品特約の表示義務違反の禁止
- 広告表示義務違反の禁止
- 禁止事項違反の禁止

7-3. 「最安値」について

「最安値」とは、以下の通りです。

- 「最安値」とは、以下の通りです。
- 「最安値」とは、以下の通りです。

7-4. 「最安値」の表現について

「最安値」の表現は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現は、以下の通りです。

7-5. 「最安値」の表現の注意点

「最安値」の表現の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の注意点は、以下の通りです。

7-6. 「最安値」の表現の参考情報

「最安値」の表現の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報は、以下の通りです。

7-7. 「最安値」の表現の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-8. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-9. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-10. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-11. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-12. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-13. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-14. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-15. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-16. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-17. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-18. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-19. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-20. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-21. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-22. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-23. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-24. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-25. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-26. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-27. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-28. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-29. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-30. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-31. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-32. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-33. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-34. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-35. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-36. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-37. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-38. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報は、以下の通りです。

7-39. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。
- 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の注意点は、以下の通りです。

7-40. 「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報

「最安値」の表現の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参考情報の参